

福津市営業所実態調査実施要領

平成 22 年 7 月 30 日

告示第 143 号

(目的)

第 1 条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)に基づき、福津市競争入札参加資格等に関する規程(平成 17 年告示第 7 号)第 3 条に規定する有資格業者(以下「有資格業者」という。)の営業所の実態を具体的に把握することにより、本市発注工事等について不良・不適格業者を排除し、入札及び契約の適正化を推進することを目的とする。

(調査対象)

第 2 条 本市に営業所(本店又は支店)を有する有資格業者の中から行う。

(調査項目及び基準)

第 3 条 実態調査における調査項目及び基準は、次のとおりとする。

(1) 営業所の事務所としての形態

- ア 他社と同居的な間仕切りのみの形態は認めない。
- イ 営業及び事務に必要な電話、机、什器、備品等を備えていること。
- ウ 給排水衛生設備を備えていること。

(2) 営業所の専任技術者の常駐確認

- ア 専任技術者は、常時勤務していることが必要であり、営業所ごとに専任で置くこと。

(3) 営業所の連絡体制

- ア 届出されている電話番号で営業所に電話が通じること。
- イ 届出されているファックス番号で営業所に書類が届くこと。

(4) 営業活動の確認

- ア 見積、契約書等必要書類が整備されていること。
- イ 営業所の公共料金(電話、電気、水道等)の支払(直近 3 か月分)がされており、かつ、使用が認められること。
- ウ 継続して営業を行っていることが確認できず、不在の状態が頻繁となっている場合は認めない。

(5) その他事項

- ア 入札参加資格審査申請書等に記載された事項に相違がないこと。

(調査方法等)

第 4 条 実態調査は、複数の調査員で営業所を訪問し、前条に規定する調査項目について、入札参加資格審査申請書等に基づき、現場の確認及び関係書類の照合を行う。

2 調査員は、調査が終了したときはその結果を福津市競争入札参加資格審査会に報告する。

(改善指導)

第5条 市長は、調査の結果、改善を要すると判断したときは、営業所実態調査改善通知書(様式第1号。以下「改善通知書」という。)により改善指導を行う。

2 改善通知書による改善指導を受けた者は、同通知書に記載されている期日までに、営業所実態調査改善報告書(様式第2号。以下「改善報告書」という。)を提出し、改善状況を報告しなければならない。

(再調査)

第6条 改善報告書が提出されたときは、再調査を行う。

(指名回避等の措置)

第7条 市長は、第5条第1項の改善指導を行ったときは、当該改善指導を行ったときから、第5条第2項に規定する改善報告書又は前条の再調査により、改善されていると判断されるまでの間、本市発注工事に係る指名を回避し、又は一般競争入札への参加制限を行うことができる。

2 有資格業者が正当な理由なく調査を拒んだ場合は、福津市指名停止等措置要綱(平成17年1月24日告示第6号)別表第1第1号(虚偽記載)に該当するものとして、必要な措置を行う。

(監督行政庁への通知)

第8条 調査の結果、建設業法その他関係法令に違反があると認められるときは、監督行政庁に通知する。

(準用規定)

第9条 必要に応じ、測量・建設コンサルタント等の業者について実態調査を行う場合は、この告示を準用する。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年8月1日から施行する。